

共通編 修正箇所

修正内容

共通編

II-5-②-30
J4、J5条件の
削除

(注)1、2の削
除

(注)3の記載
修正

土木工事標準積算基準書

表5.12 引抜き

引抜き(m)	型式	鋼矢板 H形鋼
2以下	①	○
4以下	②	○
6以下	③	○
9以下	④	○
12以下	⑤	○
15以下	⑥	○
19以下	⑦	○
23以下	⑧	○
25以下	⑨	○

(注)1、①印は、型式毎の選択可能な引抜きを示したものである。
2. 引抜きは、地表面よりの鋼矢板及びH形鋼の引抜きであり、鋼矢板長及びH形鋼長とは異なる。

(6) バイプロハンマ施工による矢板等の引抜き (H形鋼)

施工歩掛コード	WP250250	施工単位	本
施工区分	J1	J2	J3
各種	施工場所 ①海上 ②水上	バイプロハンマの規格 ①電動式60kW ②最大駆動力473kN ・油圧式242kW	引抜き (表5.12)

(注) J1条件で②を選択した場合は、必要に応じて繋船費及び回航費用を共通版設置に計上すること。

(7) 鋼矢板賃料 (普通鋼矢板)

施工歩掛コード	WP250150	施工単位	枚
施工区分	J1	J2	J3
各種	鋼矢板の種類の長さ ①H型 ②H型 ③V型 ④V型	鋼矢板の長さ (m/枚) (H) (V)	J4 J5 J6 J7 J8 J9

(注)1. 継続工事となる場合はJ3条件に当該工事の供用日数を入力し、J5条件で供用日数 (賃料単価決定のため) を入力する。なお、供用日数または総供用日数が1080日 (36ヶ月) を超える場合は別途考慮する。
2. 継続工事以外 (J4条件で①を選択) は、J3条件に供用日数を入力し、J5条件は入力する必要はない。
3. J3条件の供用日数 (継続工事の場合はJ5条件の総供用日数) は、賃料単価 (1現場当り修理費及び損耗費を含む) である施工業者が入手可能な購入価格 (市中価格) の80%を超えないように調整のうえ入力すること。また、本コードは賃料の減額補正のための比較検討を考慮している。
4. J6条件で①を選択した場合は、J7~J9条件は入力する必要はない。
5. J7条件は、J1条件で選択した鋼矢板の種類別の重量を入力すること。
6. J8条件の補助工法の有無は、「第II編第5章①仮設工 (仮設材料賃料に係る修理費及び損耗費の取扱いについて)」による。
7. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J9条件に「1」を入力する。

千葉県

共通編

表5.12 引抜き

引抜き(m)	型式	鋼矢板 H形鋼
2以下	①	○
4以下	②	○
6以下	③	○
9以下	④	○
12以下	⑤	○
15以下	⑥	○
19以下	⑦	○
23以下	⑧	○
25以下	⑨	○

(注)1、①印は、型式毎の選択可能な引抜きを示したものである。
2. 引抜きは、地表面よりの鋼矢板及びH形鋼の引抜きであり、鋼矢板長及びH形鋼長とは異なる。

(6) バイプロハンマ施工による矢板等の引抜き (H形鋼)

施工歩掛コード	WP250250	施工単位	本
施工区分	J1	J2	J3
各種	施工場所 ①海上 ②水上	バイプロハンマの規格 ①電動式60kW ②油圧式235kW	引抜き (表5.12)

(注) J1条件で②を選択した場合は、必要に応じて繋船費及び回航費用を共通版設置に計上すること。

(7) 鋼矢板賃料 (普通鋼矢板)

施工歩掛コード	WP250150	施工単位	枚
施工区分	J1	J2	J3
各種	鋼矢板の種類の長さ ①H型 ②H型 ③V型 ④V型	鋼矢板の長さ (m/枚) (H) (V)	J4 J5 J6 J7 J8 J9

(注)1. J3条件の供用日数は、賃料単価 (1現場当り修理費及び損耗費を含む) である施工業者が入手可能な購入価格 (市中価格) の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
また、本コードは賃料の減額補正のための比較検討を考慮していないため注意すること。
2. J6条件で①を選択した場合は、J7~J9条件は入力する必要はない。
3. J7条件は、J1条件で選択した鋼矢板の種類別の重量を入力すること。
4. J8条件の補助工法の有無は、「第II編第5章①仮設工 (仮設材料賃料に係る修理費及び損耗費の取扱いについて)」による。
5. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J9条件に「1」を入力する。

共通編 修正箇所

修正内容

共通編

II-5-②-31
J4、J5条件の
削除

(注)1、2の削
除

(注)3の記載
修正

土木工事標準積算基準書

(8) 鋼矢板材料

施工歩掛コード	WB250160	施工単位	枚
施工区分	J1	入 力 条 件	J2
各 種	鋼矢板の材質		鋼矢板1枚当りの長さ
	①SY295	⑤VI型	(m/枚) (実数入力)
	②SY390	⑥IIw型	
	③SYW295	⑦IIIw型	
	④SYW390	⑧IVw型	
⑤SYW390	⑨V型		

(注)1. 鋼矢板を目的物(新品価格)とする場合に適用する。
2. 本コードについては、矢板長が6m未満20mを超える場合には適用出来ないため、その場合には、WB250170にて別途計上する。
3. 規格エキストラ及び形状エキストラを加算する必要がある場合は、WB250170にて別途計上する。

(9) 鋼矢板等材料(撤去出来ない場合)

【第II編第5章①仮設工 WB250010、WB250020、WB250030、WB250040】により計上する。

(10) 鋼矢板(各種)

施工歩掛コード	WB250170	施工単位	枚
施工区分	J1	入 力 条 件	枚
各 種	名 称		鋼矢板質量 ②鋼矢板材料
	①鋼矢板質量		

(注) 鋼矢板(賃料、材料)単価(Y=0016001) [円/枚]を単価登録すること。

(11) H形鋼賃料

施工歩掛コード	WB251760	施工単位	本
施工区分	J1	入 力 条 件	J5
各 種	H形鋼の種類		継続
	①H200	②H250	③H300
	④H350	⑤H400	⑥H450
	⑦H500	⑧H550	⑨H600
	⑩H650	⑪H700	⑫H750

(注)1. 継続工事となる場合はJ3条件に当該工事の供用日数を入力し、J5条件で総供用日数(賃料単価決定のため)を入力する。なお、供用日数または総供用日数が1080日(36ヶ月)を超える場合は別途考慮する。
2. 継続工事以外(J4条件で0を選択)はJ3条件に供用日数を入力し、J5条件に供用日数を入力し、J5条件に供用日数を超える場合は別途考慮する。
3. J3条件の供用日数(継続工事の場合はJ5条件の総供用日数)は、賃料計上限度額(1理時当り修理費及び損耗費を含む)である施工業者が入手可能な購入価格(市中価格)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。また、本コードは賃料の減額補正のための比較検討を考慮している。
4. J6条件で0を選択した場合は、J7~J9条件に供用日数を入力する必要がある。
5. J7条件は、J1条件で選択したH形鋼の種類(鋼材)の整備費(市中価格)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
6. J8条件は、J1条件で選択したH形鋼の種類(鋼材)の整備費(市中価格)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
7. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J9条件に「1」を入力する。

千葉県

共通編

(8) 鋼矢板材料

施工歩掛コード	WB250160	施工単位	枚
施工区分	J1	入 力 条 件	J3
各 種	鋼矢板の材質		鋼矢板1枚当りの長さ
	①SY295	⑤VI型	(m/枚) (実数入力)
	②SY390	⑥IIw型	
	③SYW295	⑦IIIw型	
	④SYW390	⑧IVw型	
⑤SYW390	⑨V型		

(注)1. 鋼矢板を目的物(新品価格)とする場合に適用する。
2. 本コードについては、矢板長が6m未満20mを超える場合には適用出来ないため、その場合には、WB250170にて別途計上する。
3. 規格エキストラ及び形状エキストラを加算する必要がある場合は、WB250170にて別途計上する。

(9) 鋼矢板等材料(撤去出来ない場合)

【第II編第5章①仮設工 WB250010、WB250020、WB250030、WB250040】により計上する。

(10) 鋼矢板(各種)

施工歩掛コード	WB250170	施工単位	枚
施工区分	J1	入 力 条 件	枚
各 種	名 称		鋼矢板質量 ②鋼矢板材料
	①鋼矢板質量		

(注) 鋼矢板(賃料、材料)単価(Y=0016001) [円/枚]を単価登録すること。

(11) H形鋼賃料

施工歩掛コード	WB251760	施工単位	本
施工区分	J1	入 力 条 件	J9
各 種	H形鋼の種類		継続
	①H200	②H250	③H300
	④H350	⑤H400	⑥H450
	⑦H500	⑧H550	⑨H600
	⑩H650	⑪H700	⑫H750

(注)1. J3条件の供用日数は、賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である施工業者が入手可能な購入価格(市中価格)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
また、本コードは賃料の減額補正のための比較検討を考慮してないため注意すること。
2. J6条件で0を選択した場合は、J7~J9条件に供用日数を入力する必要がある。
3. J7条件は、J1条件で選択したH形鋼の種類(鋼材)の整備費(市中価格)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
4. J8条件は、J1条件の補助工法の有無は、「第II編第5章①仮設工(仮設材料)に係る修理費及び損耗費の取り扱について」による。
5. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J9条件に「1」を入力する。

共通編 修正箇所

修正内容

共通編

II-5-⑥-9

J3、J4条件の
削除

(注)3、4の削
除

(注)5の記載
修正

土木工事標準積算基準書

9. 施工準備入力基準表

(1) 山留材賃料

施工区分	WE251910 施工手順コード	施工単位	t	条 件					
各 種	J1	J2	J3	J4	J5	J6			
火打ブロックの有無	①有 ②無	供用日数 (日)	無	総供用日数 (日)	主部材修理費及び損耗費の計上	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)			
	①有 ②無	(実数入力)	①無 ②有	(実数入力)	①有 ②無	(円) (実数入力)			
	J7	J8	J9	J10	J11				
	副部材(A)の修理費及び損耗費の計上	鋼製山留材部品の整備費 (副部材(A))	副部材(B)の修理費及び損耗費の計上	鋼製山留材部品の不足分弁償金 (副部材(B))	山留材の1現場での使用回数				
	①有 ②無	(円) (実数入力)	①有 ②無	(円) (実数入力)	(回) (実数入力)				

(注) 1. 本コードは、副部材(A)(B)を含む。

2. 施工費は、主部材の質量とする。

3. 継続工事となる場合は、J2条件に当該工事の供用日数、J4条件に総供用日数を入力する。なお、供用日数または総供用日数が1080日(36ヶ月)を超える場合は別途考慮するものとする。

4. 継続工事以外(J3条件で①を選択)は、J2条件に供用日数を入力し、J4条件は入力する必要はない。

5. J2条件の供用日数(継続工事の場合はJ4条件の総供用日数)は、賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である不足分弁償金にかかわる市中価格(新品)の80%を超えないように入力すること。また、本コードの主部材については、賃料の減額補正のための比較検討を考慮している。

6. 副部材(A)の賃料については、賃料の減額補正のための比較検討をした上で、「6-2 山留主部材等の副部材について」で得られたY(副部材の賃料(円/t))に単価登録すること。なお、賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である基礎価格の80%を超えないように入力すること。

7. J5条件で②を選択した場合は、J6条件は入力する必要はない。

8. J7条件で②を選択した場合は、J8条件は入力する必要はない。

9. J9条件で②を選択した場合は、J10条件は入力する必要はない。

10. 修理費及び損耗費を計上しない場合は、J11条件は入力する必要はない。

11. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J11条件に「1」を入力すること。

千葉県

共通編

9. 施工準備入力基準表

(1) 山留材賃料

施工区分	WE251910 施工手順コード	施工単位	t	条 件					
各 種	J1	J2	J3	J4	J5	J6			
火打ブロックの有無	①有 ②無	供用日数 (日)	無	総供用日数 (日)	主部材修理費及び損耗費の計上	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)			
	①有 ②無	(実数入力)	①無 ②有	(実数入力)	①有 ②無	(円) (実数入力)			
	J7	J8	J9	J10	J11				
	副部材(A)の修理費及び損耗費の計上	鋼製山留材部品の整備費 (副部材(A))	副部材(B)の修理費及び損耗費の計上	鋼製山留材部品の不足分弁償金 (副部材(B))	山留材の1現場での使用回数				
	①有 ②無	(円) (実数入力)	①有 ②無	(円) (実数入力)	(回) (実数入力)				

(注) 1. 本コードは、副部材(A)(B)を含む。

2. 施工費は、主部材の質量とする。

3. J2条件の供用日数は、賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である不足分弁償金に係る市中価格(新品)の80%を超えないように入力すること。また、本コードの主部材については、賃料の減額補正のための比較検討を考慮していないため注意すること。

4. 副部材(A)賃料(Y/0029001) [円/t] を単価登録すること。

なお、賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である基礎価格の80%を超えないように入力すること。また、賃料の減額補正のための比較検討を行うこと。

5. J5条件で②を選択した場合は、J6条件は入力する必要はない。

6. J7条件で②を選択した場合は、J8条件は入力する必要はない。

7. J9条件で②を選択した場合は、J10条件は入力する必要はない。

8. 修理費及び損耗費を計上しない場合は、J11条件は入力する必要はない。

9. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J11条件に「1」を入力すること。

共通編 修正箇所

修正内容

共通編

II-5-⑥-10
J3、J4条件の
削除

(注)2、3の削
除

(注)1、4の記
載修正

土木工事標準積算基準書

(2) 覆工板賃料

施工歩掛コード	WE251920	施工単位	㎡	入 力 条 件						
施工区分	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7			
仮設材区分	供用月(日)	供用月(日)	継続工事の有無	総供用月(日)の数 (月又は日)	修理費及び損耗費の計上 ①有 ②無 (実数入力)	仮設材(覆工板、鋼製山留材)の整備費 (円) (実数入力)				
各 種	(表9.1)	(表9.1)	①無 ②有 (実数入力)	(月又は日) (実数入力)	①有 ②無 (実数入力)	(円) (実数入力)				

(注)1. J1条件で①～⑤を選択した場合、J2条件は供用月数を入力する。また、J1条件で⑥を選択した場合、J2条件は総供用日数を入力する。なお、供用日数または総供用日数が1080日(36ヶ月)を超える場合は別途考慮するものとする。
2. 継続工事となる場合は、J2条件に当該工事の供用月(日)数を入力し、J4条件で総供用月(日)数を入力する。
3. 継続工事以外(J3条件で①を選択)は、J2条件に供用月(日)数を入力し、J4条件は入力する必要はない。
4. J2条件の供用月(日)数(継続工事の場合はJ4条件の総供用月(日)数)は、賃料計上限度額(一回適用当り修理費及び損耗費を含む)である不足分(賃金にかかわる市単価格(新品)の80%)を超えないように調整のうえ入力すること。
また、本コードは、賃料の繰越補正のための比較検討を考慮している。
5. J5条件で②を選択した場合、J6、J7条件は入力する必要はない。
6. J6条件は、J1条件で選択した仮設材区分の種類(新品)の整備費を入力すること。
7. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J7条件に「1」を入力すること。

表9.1 仮設材区分

種類	入力番号
覆工板(鋼製 補強型)	①
覆工板(鋼製 滑り止め 補強型)	②
覆工板(コンクリート製 従来型)	③
覆工板(コンクリート製 補強型2㎡)	④
覆工板(コンクリート製 補強型3㎡)	⑤
覆工板受桁及び覆工板受桁桁受(覆工板設置面積 700㎡ 以下)	⑥

(3) タイロッド材料費

施工歩掛コード	WE251980	施工単位	t
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J1	スクラップ区分 ①スクラップ控除有 ②スクラップ控除無	

(注)1. タイロッド単価(Y-0132000) [円/t] を単価登録すること。
2. J1条件で①を選択した場合は、スクラップ単価(Y-6400000) [円/t] を単価登録すること。なお、この場合の単価は、正の値で入力する。
3. スクラップの管理費区分は「9」を設定している。

千葉県

(2) 覆工板賃料

施工歩掛コード	WE251920	施工単位	㎡	入 力 条 件						
施工区分	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7			
仮設材区分	供用月(日)	供用月(日)	継続工事の有無	総供用月(日)の数 (月又は日)	修理費及び損耗費の計上 ①有 ②無 (実数入力)	仮設材(覆工板、鋼製山留材)の整備費 (円) (実数入力)				
各 種	(表9.1)	(表9.1)	①無 ②有 (実数入力)	(月又は日) (実数入力)	①有 ②無 (実数入力)	(円) (実数入力)				

(注)1. J1条件で①～⑤を選択した場合、J2条件は供用月数を入力する。また、J1条件で⑥を選択した場合、J2条件は供用日数を入力する。
2. J2条件の供用月(日)数は、賃料計上限度額(一回適用当り修理費及び損耗費を含む)である不足分(賃金にかかわる市単価格(新品)の80%)を超えないように調整のうえ入力すること。
また、本コードは、賃料の繰越補正のための比較検討を考慮していないため注意すること。
3. J5条件で②を選択した場合は、J6、J7条件は入力する必要はない。
4. J6条件は、J1条件で選択した仮設材区分の種類(新品)の整備費を入力すること。
5. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J7条件に「1」を入力すること。

表9.1 仮設材区分

種類	入力番号
覆工板(鋼製 補強型)	①
覆工板(鋼製 滑り止め 補強型)	②
覆工板(コンクリート製 従来型)	③
覆工板(コンクリート製 補強型2㎡)	④
覆工板(コンクリート製 補強型3㎡)	⑤
覆工板受桁及び覆工板受桁桁受(覆工板設置面積 700㎡ 以下)	⑥

(3) タイロッド材料費

施工歩掛コード	WE251980	施工単位	t
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J1	スクラップ区分 ①スクラップ控除有 ②スクラップ控除無	

(注)1. タイロッド単価(Y-0132000) [円/t] を単価登録すること。
2. J1条件で①を選択した場合は、スクラップ単価(Y-6400000) [円/t] を単価登録すること。なお、この場合の単価は、正の値で入力する。
3. スクラップの管理費区分は「9」を設定している。

共通編 修正箇所

修正内容

共通編

II-5-④-4

J4、J5条件の
削除

(注)5、6の削
除

(注)7の記載
修正

土木工事標準積算基準書

7. 施工準備入力基準書

(1) 敷設板設置・撤去

施工歩掛コード	WE253610	施工単位	m ²
施工区分	入力条件		
各種	J1		
	作業区分		
	①設置 ②撤去 ③設置・撤去		

(2) 敷設板賃料

施工歩掛コード	WE253630	施工単位	枚			
施工区分	入力条件					
各種	J1	J2	J3	J4	J5	J6
	敷設板の種類	不足分弁償金の有無 (t/枚)	使用日数 (日)	継続工事の有無	総使用日数 (日)	整備費の有無
	(表7.1)	①無 ②有 (実数入力)	①無 ②有 (実数入力)	①無 ②有	(実数入力)	①無 ②有
	(注)1. J1条件で①を選択し、J2条件で①を選択した場合は、減額補正のための比較検討を行った結果を敷設板賃料 (Y-7214000) [円/枚・日] に単価登録すること。					
	2. J1条件で③を選択し、J2条件で②を選択した場合は、不足分弁償金 (Y-7212000) [円/枚] を単価登録すること。					
	3. J1条件で③を選択し、J2条件で①を選択し、J6条件で②を選択した場合は、整備費 (Y-721000) [円/枚] を単価登録すること。					

(注)1. J1条件で①を選択し、J2条件で①を選択した場合は、減額補正のための比較検討を行った結果を敷設板賃料 (Y-7214000) [円/枚・日] に単価登録すること。

2. J1条件で③を選択し、J2条件で②を選択した場合は、不足分弁償金 (Y-7212000) [円/枚] を単価登録すること。

3. J1条件で③を選択し、J2条件で①を選択し、J6条件で②を選択した場合は、整備費 (Y-721000) [円/枚] を単価登録すること。

4. J2条件で②を選択した場合は、J3～J6条件は選択出来ない。

5. 継続工事となる場合は、J3条件に当該工事の使用日数を入力する。なお、J5条件で総使用日数 (資料単価決定のため) を入力すること。使用日数または総使用日数が1080日 (36ヶ月) を超える場合は別途考慮するものとする。

6. 継続工事以外 (J4条件で①を選択) は、J3条件に使用日数を入力し、J5条件は入力する必要はない。

7. J3条件の使用日数 (継続工事の場合はJ5条件の総使用日数) は、資料単価決定である施工業者が入手可能な購入価格 (市価) の90%を超えないように調整のうえ入力すること。また、本コードは、J1条件が①～③の場合について資料の減額補正のための比較検討を考慮している。

表7.1 敷設板の種類

規格	入力番号
22×1,524×6,096(mm)	①
22×1,524×3,048(mm)	②
25×1,524×6,096(mm)	③
各種	④

千葉県

共通編

7. 施工準備入力基準書

(1) 敷設板設置・撤去

施工歩掛コード	WE253610	施工単位	m ²
施工区分	入力条件		
各種	J1		
	作業区分		
	①設置 ②撤去 ③設置・撤去		

(2) 敷設板賃料

施工歩掛コード	WE253630	施工単位	枚			
施工区分	入力条件					
各種	J1	J2	J3	J4	J5	J6
	敷設板の種類	不足分弁償金の有無 (t/枚)	使用日数 (日)	継続工事の有無	総使用日数 (日)	整備費の有無
	(表5.1)	①無 ②有 (実数入力)	①無 ②有 (実数入力)	①無 ②有	(実数入力)	①無 ②有
	(注)1. J1条件で①を選択し、J2条件で①を選択した場合は、減額補正のための比較検討を行った結果を敷設板賃料 (Y-7214000) [円/枚・日] に単価登録すること。					
	2. J1条件で③を選択し、J2条件で②を選択した場合は、不足分弁償金 (Y-7212000) [円/枚] を単価登録すること。					
	3. J1条件で③を選択し、J2条件で①を選択し、J6条件で②を選択した場合は、整備費 (Y-721000) [円/枚] を単価登録すること。					

(注)1. J1条件で①を選択し、J2条件で①を選択した場合は、減額補正のための比較検討を行った結果を敷設板賃料 (Y-7214000) [円/枚・日] に単価登録すること。

2. J1条件で③を選択し、J2条件で②を選択した場合は、不足分弁償金 (Y-7212000) [円/枚] を単価登録すること。

3. J1条件で③を選択し、J2条件で①を選択し、J6条件で②を選択した場合は、整備費 (Y-721000) [円/枚] を単価登録すること。

4. J2条件で②を選択した場合は、J3～J6条件は選択出来ない。

5. J3条件の使用日数 (資料単価決定のため) を入力すること。また、本コードは、J1条件が①～③について資料の減額補正のための比較検討を考慮している。

表5.1 敷設板の種類

規格	入力番号
22×1,524×6096	①
22×1,524×3048	②
25×1,524×6096	③
各種	④

IV-3-⑤-1

路上路盤再生工

記載の追加

1. 適用範囲
本資料は、スタビライザによる路上路盤再生工に適用する。
なお、既設アスファルト舗装面に同時に混合する場合の舗装厚は、15cm以下とする。

1-1 適用出来る範囲

(1) スタビライザによる混合深さ40cm以下の場合
(2) 既設アスファルト舗装面に同時に混合する場合の舗装厚が15cm以下の場合

2. 機種の選定
機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種の選定

Table with 4 columns: 作業種別, 機械名, 規格, 数量. Rows include 破砕混合, 不陸整正, 混合深さ20cm以下, 混合深さ40cm以下.

表4.1 日当り編成人員
土木一般世話役普通 1 1

表3.1 機種の選定
表4.1 日当り編成人員

表4.1 日当り編成人員
土木一般世話役普通 1 1

IV-3-⑤-1

河川・道路編

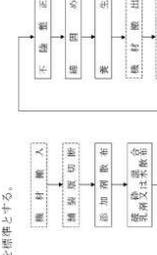
⑤ 路上路盤再生工

1. 適用範囲

本資料は、スタビライザによる路上路盤再生工に適用する。
なお、既設アスファルト舗装面に同時に混合する場合の舗装厚は、15cm以下とする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本手順で対応しているのは、表線部分のみである。
2. 養生は必要に応じて計上する。

図2-1 施工フロー

3. 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種の選定

Table with 4 columns: 作業種別, 機械名, 規格, 数量. Rows include 破砕混合, 不陸整正, 混合深さ20cm以下, 混合深さ40cm以下.

(注) タイヤローラ及び振動ローラ(舗装用)は、賃料とする。

4. 編成人員

日当り編成人員は、次表を標準とする。

Table with 2 columns: 土木一般世話役普通, 1 4

表4.1 日当り編成人員 (人/日)

IV-3-⑤-1

VII-1-1

「国土交通省直轄の」の文言削除

第1章 総 則

- ① 適用範囲等
- 1 適用範囲
この基準書は、**国土交通省直轄の**土木事業における電気通信設備を積算施工に付する場合における工事費の積算に適用する。
ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。
- 2 設計書の作成
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。
- 3 用語の定義
(1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。
(2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。
(3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。

第1章 総 則

- ① 適用範囲等
- 1 適用範囲
この基準書は、土木事業における電気通信設備を積算施工に付する場合における工事費の積算に適用する。
ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。
- 2 設計書の作成
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。
- 3 用語の定義
(1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。
(2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。
(3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。

VII-2-8

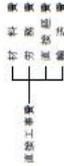
3 労務費
(2) (イ) 「賃金実態調査単価」を「設計単価編 労務単価」に記載変更

(ロ) 「公共工事設計労務単価」を「設計単価編 労務単価」に記載変更

④ 直接工費

1 総 則

この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ただし、「第4章D市標準積算方式による価格の算定」に示すものには適用しない。

2 材料費
材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の (1) 及び (2) によるものとする。

- (1) 数量
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を乗状に即して加算するものとする。
- (2) 価格
価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、原則において購入した資料を最終する場合、現場発生資料を原則において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

3 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の (1) 及び (2) によるものとする。

- (1) 所要人員
所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。
- (2) 労務賃金
労務賃金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。

高専作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。
基本給は、次によるものとする。

(イ) 技術労力費

電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「賃金実態調査単価」とする。

(ロ) 技能労力費

「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

変更 「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

変更

4 直接経費

以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第1編第2章D3 直接経費」によるものとする。

④ 直接工費

1 総 則

この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ただし、「第4章D市標準積算方式による価格の算定」に示すものには適用しない。

2 材料費
材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の (1) 及び (2) によるものとする。

- (1) 数量
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を乗状に即して加算するものとする。
- (2) 価格
価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、原則において購入した資料を支給する場合、現場発生資料を原則において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

3 労務費
労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の (1) 及び (2) によるものとする。

- (1) 所要人員
所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。
- (2) 労務賃金
労務賃金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。

高専作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。
基本給は、次によるものとする。

(イ) 技術労力費

電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「設計単価編 労務単価」とする。

(ロ) 技能労力費

「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

・ 直接経費

以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第1編第2章D3 直接経費」によるものとする。

<p>修正内容</p>	<p>第IX編 機械設備</p> <p>⑤ 請負工事費の積算</p> <p>1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等では、実積等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。</p> <p>なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。</p> <p>(ハ) 単価は、次のとおりとする。</p> <p>a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料増増率) - (スカラップ単価 × 材料増増率 × 0.7)」により算定するものとする。</p> <p>b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じて加算するものとする。</p> <p>c 材料増増率は、表-1-1によるものとする。</p> <p>d スカラップ単価は原則として、表-1-2「スカラップの該当品目」の区分による単価を用する。</p> <p>e 鋳造品のベース価格は、鋳造し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳造し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。</p> <p>f 鋳造品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各費で定めた率による。</p> <p>(補助材料の内訳)</p> <p>接着材料、溶接材、ハンダ、酸液、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコーラス、石灰石、重油等は含まない。</p> <p>(2) 機器単体費</p> <p>1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>2) 所要量の算定は積上げによるものとする。</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は、各費で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、大臣官庁標準賃(イノベーション)が別に定めるものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1日当りの単価) とする。</p> <p>ただし、実積等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。</p> <p>ただし、実積等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) 鉛筆面鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p>	<p>第IX編 機械設備</p> <p>⑤ 請負工事費の積算</p> <p>1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等では、実積等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。</p> <p>なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。</p> <p>(ハ) 単価は、次のとおりとする。</p> <p>a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料増増率) - (スカラップ単価 × 材料増増率 × 0.7)」により算定するものとする。</p> <p>b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じて加算するものとする。</p> <p>c 材料増増率は、表-1-1によるものとする。</p> <p>d スカラップ単価は原則として、表-1-2「スカラップの該当品目」の区分による単価を用する。</p> <p>e 鋳造品のベース価格は、鋳造し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳造し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。</p> <p>f 鋳造品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各費で定めた率による。</p> <p>(補助材料の内訳)</p> <p>接着材料、溶接材、ハンダ、酸液、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコーラス、石灰石、重油等は含まない。</p> <p>(2) 機器単体費</p> <p>1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>2) 所要量の算定は積上げによるものとする。</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は、各費で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、「設計単価編 労務単価」に定めるものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1日当りの単価) とする。</p> <p>ただし、実積等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。</p> <p>ただし、実積等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) 鉛筆面鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p>
-------------	---	---

IX-1-12

「大臣官庁
参事官(イノ
ベーション)
が別」
↓
「設計単価
編 労務単
価」に修正

機械設備編 修正箇所

修正内容

機械設備編

IX-1-13

「大臣官房
参事官(イノ
ベーション)
が別」

↓
「設計単価
編 労務単
価」に修正

「各地方整
備局統一単
価」

↓
「設計単価
編 労務単
価」に修正

土木工事標準積算基準書

第1章 一般共通

(5) 直接経費

1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。

1-2 間接製作費

(1) 間接労務費

1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。

2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。

3) 間接労務費率は、表-1-1.3によるものとする。

4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

(2) 工場管理費

1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。

2) 工場管理費対象額は、「製製作業」から「材料費」「機器本体費」を除いた額とする。

3) 製製作業は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。

4) 工場管理費率は、表-1-1.4によるものとする。

5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

2 振付工事原価

振付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。

2-1 直接工事費

(1) 輸送費

1) 輸送費の積算は、表-1-1.5による。なお、これにより近い場合は別途積み上げる。

2) 輸送費決定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。

3) 継続的工事における随需契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

(2) 材料費

1) 直接材料費

(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

(直接材料の内訳)

振付用鋼材、電線、電線管、鋼管、鋼骨等

2) 補助材料費

(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。

(ロ) 補助材料費率は、各事で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接ぎ材料、筒接続材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等

(3) 労務費

1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。

2) 工数は各事で定めた値によるものとする。

3) 機械設備振付工の1日当りの標準賃金は、**大臣官房参事官(イノベーション)** が別に定めるものとする。

4) 機械設備振付工以外の労務費は、**「公共工事設計労務単価」** による。

5) 各賃金は、次の各事での補正を行うものとする。

IX-1-13

千葉県

第1章 一般共通

(5) 直接経費

1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。

1-2 間接製作費

(1) 間接労務費

1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。

2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。

3) 間接労務費率は、表-1-1.3によるものとする。

4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

(2) 工場管理費

1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。

2) 工場管理費対象額は、「製製作業」から「材料費」「機器本体費」を除いた額とする。

3) 製製作業は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。

4) 工場管理費率は、表-1-1.4によるものとする。

5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

2 振付工事原価

振付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。

2-1 直接工事費

(1) 輸送費

1) 輸送費の積算は、表-1-1.5による。なお、これにより近い場合は別途積み上げる。

2) 輸送費決定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。

3) 継続的工事における随需契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

(2) 材料費

1) 直接材料費

(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

(直接材料の内訳)

振付用鋼材、電線、電線管、鋼管、鋼骨等

2) 補助材料費

(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。

(ロ) 補助材料費率は、各事で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接ぎ材料、筒接続材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等

(3) 労務費

1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。

2) 工数は各事で定めた値によるものとする。

3) 機械設備振付工の1日当りの標準賃金は、**「設計単価編 労務単価」** に定めるものとする。

4) 機械設備振付工以外の労務費は、**「設計単価編 労務単価」** による。

5) 各賃金は、次の各事での補正を行うものとする。

IX-1-13

機械設備編 修正箇所

修正内容

機械設備編

IX-1-37

設計単価の
扱いについて
て記述を変
更。
次ページの
記載は削除

土木工事標準積算基準書

第1章 一般共通

- (2) 現場管理費
- 1) 掘削付属設備を単項で算入する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
 - 2) 塗装工事の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 - 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
 - (3) 掘付開挖費
 - 1) 塗装工事の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 - 2) 河川浄化設備の掘付開挖費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

- 3 設計技術費
- (1) 塗装工事(現場塗替え工事)は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。
 - (2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

- 4 一般管理費等
- (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の把握による補正までを行った後に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-3 契約保証に係る一般管理費等の補正 (%)

保証の方法	補正値
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2: 発注者が設備的保証を必要とする場合	0.09
ケース3: ケース1及びケース2以外の場合	補正しない

- 5 積算処理
- (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - (2) 共通経費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - (3) 現場管理費、掘付開挖費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

- 6 材料費等の価格等の取扱い
- 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。
- (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。
 - 材料費等
材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。支給品の価格決定については、原則において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を原則において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。
- なお、設計単価は、各地方整備局(以下「局」という。)設定単価(開統一単価、開統二単価、地区単価をいう)、開特別調査単価(定期調査)、開特別調査単価(臨時調査)、物価資料(「建設物価」)、「積

変更

千葉県

第1章 一般共通

- (2) 現場管理費
- 1) 掘削付属設備を単項で算入する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
 - 2) 塗装工事の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 - 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
 - (3) 掘付開挖費
 - 1) 塗装工事の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 - 2) 河川浄化設備の掘付開挖費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

- 3 設計技術費
- (1) 塗装工事(現場塗替え工事)は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。
 - (2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

- 4 一般管理費等
- (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の把握による補正までを行った後に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-3 契約保証に係る一般管理費等の補正 (%)

保証の方法	補正値
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2: 発注者が設備的保証を必要とする場合	0.09
ケース3: ケース1及びケース2以外の場合	補正しない

- 5 積算処理
- (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - (2) 共通経費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - (3) 現場管理費、掘付開挖費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

- 6 材料費等の価格等の取扱い
- 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。
- (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。
 - 材料費等
材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。支給品の価格決定については、原則において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を原則において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。
- なお、設計単価は、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取捨選択によるものとする。

削除

第五編 機械設備

「原資料」をいう。掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に同特別調査単価（臨時調査）を見積りをもとに決定するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により近い場合は、事前に本局担当課と協議の上別途決定する。

1) 同設定単価による場合

a. 同設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに変更する単価である。

2) 物価資料による場合

a. 1)の方法により近い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

3) 同特別調査単価（定期調査）による場合

a. 1)及び2)により近い場合は、単価の決定は同特別調査単価（定期調査）によるものとする。

同特別調査単価（定期調査）は、半2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。

（同特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、掲載の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。）

4) 1)、2)及び3)の方法により近い場合

a. 1)、2)及び3)の方法により近い場合は、同特別調査単価（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。

なお、同特別調査単価（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみに必要なきも含む）について行うものとする。

b. なお、1)工事において標準価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

イ) 標準価格（材料単価×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査単価（100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1資材に複数の価格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、組工事の架線や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から算出可能であれば、参考見積りは不要とする。

ロ) 見積りを取り捨てる場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積り価格は、発注取引価格であることを確認する。

ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

5) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の連絡」価格を採用する。

削除

(3) 「単価協議」削除

削除に伴い、(4)→(3)に修正

削除

(3) 単価協議

総価契約単価合意方式による場合は、単価協議を行うものとする。なお、同じ編別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。また、共通単価費（積上げ分）、共通原設計費（細計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

(4) 設計変更について

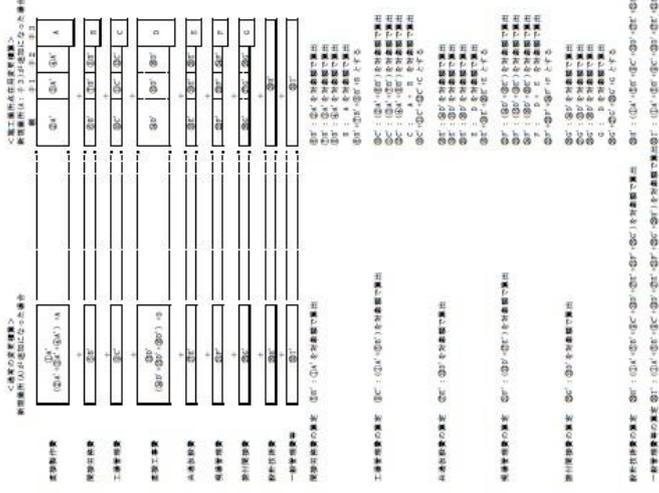
- 1) 「総設計費」及び「子設計費」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 2) 新規工程の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通原設計費、現場管理費、着付開始費を管理費額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

削除

(3) 設計変更について

- 1) 「総設計費」及び「子設計費」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 2) 新規工程の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通原設計費、現場管理費、着付開始費を管理費額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

図-1-2 施工箇所が存在する場合の変更積算イメージ



<p>機械設備編</p>	<p>第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通</p> <p>第 20 章 機械設備点検・整備業務</p> <p>1 適用範囲 削除</p> <p>この基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の道橋工事ののらから水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、非常用施設、消火設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。</p> <p>ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の故障・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析※を行い、点検率（記録）によりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の顕微鏡的分析等）</p> <p>また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器半体品等の取替は、「第Ⅺ編 機械設備」の第 1 章～19 章によるものとする。</p> <p>なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する潤滑、給油剤、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。</p>	<p>第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通</p> <p>第 20 章 機械設備点検・整備業務</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は、治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、非常用施設、消火設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。</p> <p>ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の故障・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析※を行い、点検率（記録）によりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の顕微鏡的分析等）</p> <p>また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器半体品等の取替は、「第Ⅺ編 機械設備」の第 1 章～19 章によるものとする。</p> <p>なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する潤滑、給油剤、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。</p>
<p>IX-20-1</p> <p>「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」を削除</p>	<p>IX-20-1</p>	<p>IX-20-1</p>

機械設備編 修正箇所

修正内容

機械設備編

IX-20-6

「大臣官房
参事官(イノ
ベーション)
が別」

↓
「設計単価
編 労務単
価」に修正

「各地方整
備局統一単
価」

↓
「設計単価
編 労務単
価」に修正

土木工事標準積算基準書

新IX編 機械設備

表一20・2 直接積算率 (%)

機 械 設 備 名	直接積算率
河川用水門・ 堰 設 備	8
水門設備	8
ダム用水門設備	10
ダム用水門設備	8
揚排水ポンプ設備	7
トンネル 送 (排) 風機	15
換気設備	15
非常用施設	14
道路排水設備	10
消 電 設 備	4
取水配管	23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。
- 2) 工数は機械設備仕の各率によるものとする。 **変更**
- 3) 点検整備工の賃金は、**大臣官房参事官(イノベーション)** が別に定める機械設備密付工の日当り賃金とする。
- 4) 各賃金は、次の各項目の補正を行うものとする。 **変更**
 (イ) 積算率冷地 (寒害地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域) における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

(4) 盗取費

- 1) 盗取の積算は、(盗取面積) × (1㎡当りの単価) とする。
- 2) 盗取面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実積等により盗取面積の明らかたものはそれによってもよいものとする。
- 3) 盗取面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

(5) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、単計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。
- 2) 単計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。
 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 × 支給品費)
 共通仮設費(率分) = 対象額 × 共通仮設費率
 ただし、共通仮設費率は、表一20・3によるものとする。
 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接仮設費」、「直接労務費」、「盗取費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。
- 3) 積算額の設備を1件の点検整備業務で算定する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を共用し、設備毎の共通仮設費(率分)を単価合算するものとする。

新IX編 機械設備

表一20・2 直接積算率 (%)

機 械 設 備 名	直接積算率
河川用水門・ 堰 設 備	8
水門設備	8
ダム用水門設備	10
ダム用水門設備	8
揚排水ポンプ設備	7
トンネル 送 (排) 風機	15
換気設備	15
非常用施設	14
道路排水設備	10
消 電 設 備	4
取水配管	23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。
- 2) 工数は機械設備仕の各率によるものとする。
- 3) 点検整備工の賃金は、「設計単価編 労務単価」に定める機械設備密付工の日当り賃金とする。
- 4) 各賃金は、次の各項目の補正を行うものとする。
 (イ) 積算率冷地 (寒害地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域) における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

5) 盗取費

- 1) 盗取の積算は、(盗取面積) × (1㎡当りの単価) とする。
- 2) 盗取面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実積等により盗取面積の明らかたものはそれによってもよいものとする。
- 3) 盗取面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

6) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、単計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。
- 2) 単計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。
 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 × 支給品費)
 共通仮設費(率分) = 対象額 × 共通仮設費率
 ただし、共通仮設費率は、表一20・3によるものとする。
 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接仮設費」、「直接労務費」、「盗取費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。
- 3) 積算額の設備を1件の点検整備業務で算定する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を共用し、設備毎の共通仮設費(率分)を単価合算するものとする。

千葉県

機械設備編 修正箇所

土木工事標準積算基準書

千葉県

第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通

修正内容

第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通

第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通

機械設備編

第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通

IX-20-7

「公共工事
設計労務単
価」



「設計単価
編 労務単
価」に修正

表-20-3 共通設備費率 (%)

機 械 設 備 名	共通設備費率
河川用水門・調整ゲート	19
集 設 備	19
ゴム引布製防炎ゲート	19
水門設備	20
船門調整ゲート	20
ダム用水門設備	19
橋脚水ポンプ設備	21
トンネル	16
送 (排) 風機	16
換気設備	39
ジェットファン	39
非常用施設	27
道附排水設備	35

表-20-3 共通設備費率 (%)

機 械 設 備 名	共通設備費率
河川用水門・調整ゲート	19
集 設 備	19
ゴム引布製防炎ゲート	19
水門設備	20
船門調整ゲート	20
ダム用水門設備	19
橋脚水ポンプ設備	21
トンネル	16
送 (排) 風機	16
換気設備	39
ジェットファン	39
非常用施設	27
道附排水設備	35

4) 運搬費

運搬費については共通設備費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 拆壊費

(イ) 拆壊費については共通設備費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、資金、点検整備間接費を積上げるものとする。

(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅費に宿泊する場合の2割相当額を標準とする。

(ハ) 資金は、13-1 (3) 直接労務費によるものとする。

(ニ) 点検整備間接費は、(資金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20-5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通設備費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅費に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は旅費当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工のみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

変更

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

(イ) 共通設備費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
 c 安全委員会等に要する費用。
 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護帯、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。
 (ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適切に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
 a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
 b 酸欠欠乏症の予防に要する費用。
 c 粉塵作業の予防に要する費用。
 d 高圧作業の予防に要する費用。
 e 交通規制に伴い必要となる安全施設等の設置・撤去・補修に要する費用。

4) 運搬費

運搬費については共通設備費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 拆壊費

(イ) 拆壊費については共通設備費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、資金、点検整備間接費を積上げるものとする。

(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅費に宿泊する場合の2割相当額を標準とする。

(ハ) 資金は、13-1 (3) 直接労務費によるものとする。

(ニ) 点検整備間接費は、(資金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20-5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通設備費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅費に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は旅費当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工のみ計上し、設計労務単価 労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

(イ) 共通設備費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
 c 安全委員会等に要する費用。
 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護帯、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。
 (ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適切に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
 a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
 b 酸欠欠乏症の予防に要する費用。
 c 粉塵作業の予防に要する費用。
 d 高圧作業の予防に要する費用。
 e 交通規制に伴い必要となる安全施設等の設置・撤去・補修に要する費用。

機械設備編

第21章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通

第21章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通

IX-21-1

「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の」を削除

第21章 機械設備設計業務委託

第21章 機械設備設計業務委託

① 一般共通

① 一般共通

1 適用範囲

1 適用範囲
この積算基準は、**各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の**土木事業、道路事業等における機械設備に係る設計業務に適用するものとする。

1 適用範囲
この積算基準は、土木事業、道路事業等における機械設備に係る設計業務に適用するものとする。

2 業務委託料
業務委託料の構成

2 業務委託料
業務委託料の構成



3 業務委託料構成費目の内容

3 業務委託料構成費目の内容

3-1 間接原価

3-1 間接原価

(1) 直接人件費
直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(1) 直接人件費
直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(2) 直接経費
直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の1)から5)までに掲げるものとする。

(2) 直接経費
直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の1)から5)までに掲げるものとする。

- 1) 事務用品費
 - 2) 旅費交通費
 - 3) 電子成果品作成費
 - 4) 電子計算機使用料及び機器器具損料
 - 5) 特許使用料、製図費等
- これ以外の経費については、その他原価として計上する。

- 1) 事務用品費
 - 2) 旅費交通費
 - 3) 電子成果品作成費
 - 4) 電子計算機使用料及び機器器具損料
 - 5) 特許使用料、製図費等
- これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(3) その他原価
その他原価は、間接原価及び直接経費（種上計上するものを除く。）からなる。

(3) その他原価
その他原価は、間接原価及び直接経費（種上計上するものを除く。）からなる。
なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合には必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

3-2 間接原価

3-2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。